

事務所通信 (第169号)

税理士法人光成会計事務所
㈱日本資産総研札幌

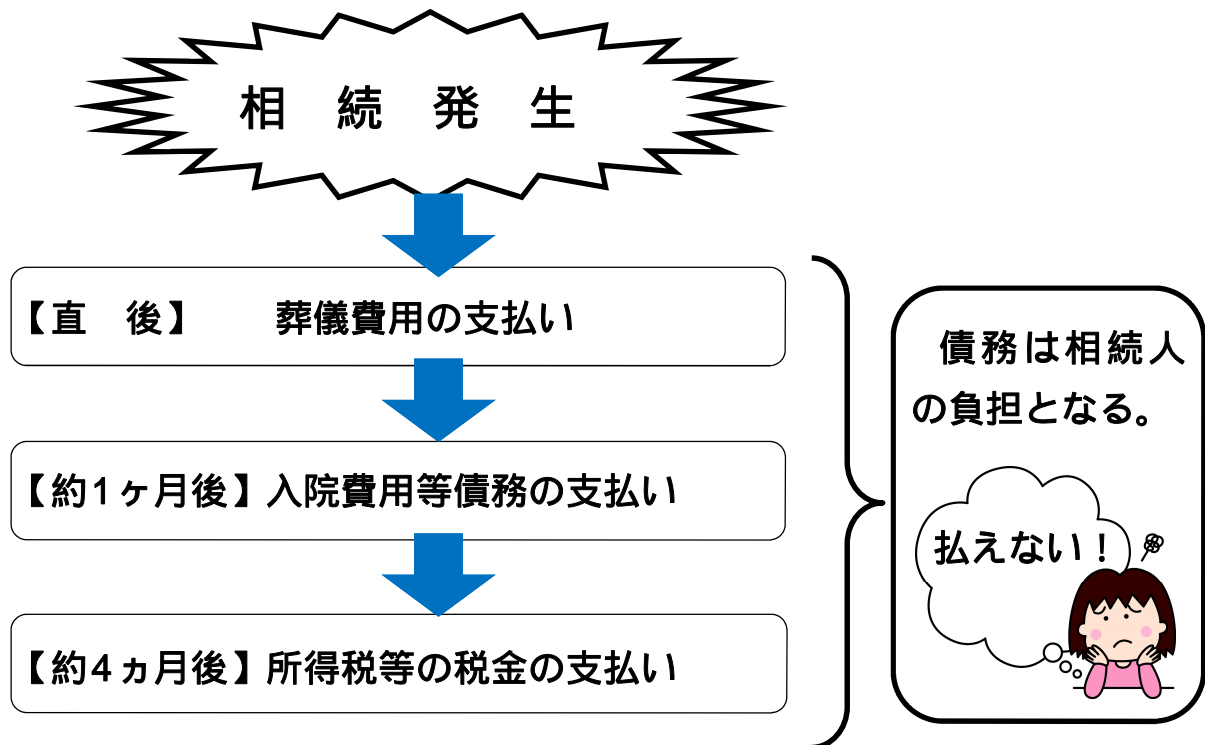
民法改正で相続が変わる ～ その4 相続発生後の資金需要への対応 ～

今回は、民法（相続法）改正の『預貯金債権の仮払制度』についてご紹介いたします。

相続発生後、遺産分割協議が調うまでは、相続人が単独で預貯金の払い戻しをすることができないこととなっています。

今回の改正により預貯金の仮払制度が法定され、遺産分割協議前でも一定の額までは相続人が単独で払い戻しの請求をすることができるようになり、葬儀費用や相続債務の支払い等、資金の需要に対応することが可能となりました。

【相続発生時の資金が必要な場面とは・・・】



上記以外にも、借入金の返済やアパート等の管理費、また生活資金も必要となります。このように相続発生後は「差しあたったの資金が引き出せずに困った・・・」というケースが考えられます。



